

令03原機(サ保)085

令和3年12月20日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき令和3年7月12日付け令03原機(サ保)045をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用変更許可申請書の一部について、別紙のとおり補正いたします。

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

1. 補正の内容

令和3年7月12日付け令03原機（サ保）045をもって申請した核燃料物質使用変更許可申請書を次のとおり一部補正する。

対象	補正前	補正後
別紙	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の場所 (省略)</p> <p>3. 変更の内容 既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、核燃料サイクル工学研究所共通編、プルトニウム燃料第三開発室、ウラン廃棄物処理施設、<u>M棟及び高レベル放射性物質研究施設</u>に係る内容を次のとおり変更する。 なお、詳細は別添1から別添5に示す。</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編 (1) <u>高レベル放射性物質研究施設における核燃料物質の使用の変更に伴い、核燃料サイクル工学研究所全体の予定使用期間及び年間予定使用量のうち、劣化ウラン及びその化合物、濃縮ウラン及びその化合物（濃縮度20%未満）並びにプルトニウム及びその化合物に係る予定使用期間を変更する。</u></p> <p>2) プルトニウム燃料第三開発室 (省略)</p> <p>3) ウラン廃棄物処理施設 (1) ウラン廃棄物処理施設のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設について、詰替室のパネルハウス内でフィルタの減容処理を実施する旨の記載を追加す</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>3. 変更の内容 既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、核燃料サイクル工学研究所共通編、プルトニウム燃料第三開発室、ウラン廃棄物処理施設<u>及びM棟</u>に係る内容を次のとおり変更する。 なお、詳細は別添1から別添4に示す。</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編 (1) <u>記載の適正化を行う。</u></p> <p>2) プルトニウム燃料第三開発室 (変更なし)</p> <p>3) ウラン廃棄物処理施設 (1) ウラン廃棄物処理施設のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設について、詰替室のパネルハウス内でフィルタの減容処理を実施する旨の記載を追加する</p>

対象	補正前	補正後
	<p>る。</p> <p>(2) 記載の適正化を行う。</p> <p>4) M棟 (省略)</p> <p>5) <u>高レベル放射性物質研究施設</u></p> <p>(1) <u>東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)を取り扱うため、次の変更を行う。</u></p> <p>① <u>使用の目的及び方法のうち、使用の目的において、1F燃料デブリの分析を追加する。</u></p> <p>② <u>使用の目的及び方法のうち、使用の方法において、1F燃料デブリの使用方法を追加する。</u></p> <p>③ <u>核燃料物質の種類において、1F燃料デブリを追加し、主な化合物の名称、主な化学形態及び性状(物理的形態)を記載する。</u></p> <p>④ <u>予定使用期間及び年間予定使用量において、劣化ウラン及びその化合物、濃縮ウラン及びその化合物(濃縮度20%未満)並びにプルトニウム及びその化合物に係る予定使用期間を変更するとともに、年間予定使用量に1F燃料デブリに係る注釈を追加する。</u></p> <p>⑤ <u>使用済燃料の処分方法において、1F燃料デブリの処分方法を追加する。</u></p> <p>⑥ <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備において、プルトニウム取扱量の制限の対象設備として除染室内貯蔵施設を追加する。</u></p>	<p><u>とともに、パネルハウス内におけるフィルタ減容処理作業に伴う線量及び空气中放射性物質濃度に係る安全評価に関する記載を追加する。</u></p> <p>(2) 記載の適正化を行う。</p> <p>4) M棟 (変更なし)</p> <p><u>削 除</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>⑦ <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備において、1F 燃料デブリを使用する使用施設の仕様に、1F 燃料デブリ取扱制限量を追加する。</u></p> <p>⑧ <u>核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の位置、貯蔵施設の構造及び貯蔵施設の設備に、それぞれ 1F 燃料デブリを貯蔵する除染室内貯蔵施設を追加する。</u></p> <p>⑨ <u>核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の位置の平面図に、1F 燃料デブリを貯蔵する除染室内貯蔵施設を追加する。</u></p> <p>⑩ <u>1F 燃料デブリ取扱いに係る管理方法、遮蔽・被ばくの評価、火災防止対策、水素発生対策、化学薬品取扱方法及び参考文献の記載を追加する。</u></p> <p><u>(2) 記載の適正化を行う。</u></p> <p>4. 変更の理由</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編</p> <p>(1) <u>高レベル放射性物質研究施設に係る変更内容を反映するため。</u></p> <p>2) プルトニウム燃料第三開発室 (省略)</p> <p>3) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) ウラン廃棄物処理施設のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設について、詰替室のパネルハウス内でフィルタの減容処理を実施するため。</p> <p>(2) 記載の適正化を図るため。</p> <p>4) M棟 (省略)</p>	<p>4. 変更の理由</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>2) プルトニウム燃料第三開発室 (変更なし)</p> <p>3) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) ウラン廃棄物処理施設のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設について、詰替室のパネルハウス内でフィルタの減容処理を実施するため。</p> <p>(2) 記載の適正化を図るため。</p> <p>4) M棟 (変更なし)</p>

対象	補正前	補正後
	5) <u>高レベル放射性物質研究施設</u> <u>(1) 1F 燃料デブリを取り扱うため。</u> <u>(2) 記載の適正化を図るため。</u> 以 上	削 除 以 上

対象	補正前	補正後
別添	核燃料物質使用変更許可申請書新旧対照表のとおり	核燃料物質使用変更許可申請書の <u>一部補正</u> 新旧対照表のとおり

2. 補正の理由

- (1) ウラン廃棄物処理施設のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設について、パネルハウス内におけるフィルタ減容処理作業に伴う線量及び空气中放射性物質濃度に係る安全評価に関する記載を追加するため。
- (2) 高レベル放射性物質研究施設について、管理区域境界に係る線量の低減化に向けた対応及び1F燃料デブリ受入れ延期に伴い、申請を取り下げるため。
- (3) 記載の適正化を図るため。

以 上

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類 1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類 2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

添付書類 3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添 3 - 1

(変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書)

添付書類 4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添 4 - 1 ~ 5

(変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に
必要な体制の整備に関する説明書)

核燃料サイクル工学研究所共通編

変更に係る核燃料物質の使用に必要な
技術的能力に関する説明書

1. 設計及び工事、運転及び保守の経験

核燃料サイクル工学研究所は、昭和42年10月に核燃料物質の使用に係る許可を取得して以来、核燃料物質の使用を継続しており、核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）の設計及び工事並びに使用施設等の運転及び保守に関する経験を有している。これら使用施設等の施設管理者等は、使用施設等及び類似施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事してきている。

2. 技術者の確保

令和3年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者の数、内訳及び従事年数は以下のとおり。

① 技術者の数

技術者数は341人であり、その専攻別内訳を以下に示す。

専攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計
技術者数（人）	14	75	46	70	86	10	40	341

② 従事年数

技術者の従事年数を以下に示す。

業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
技術者数（人）	56	38	247	341

③ 有資格者

令和3年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。

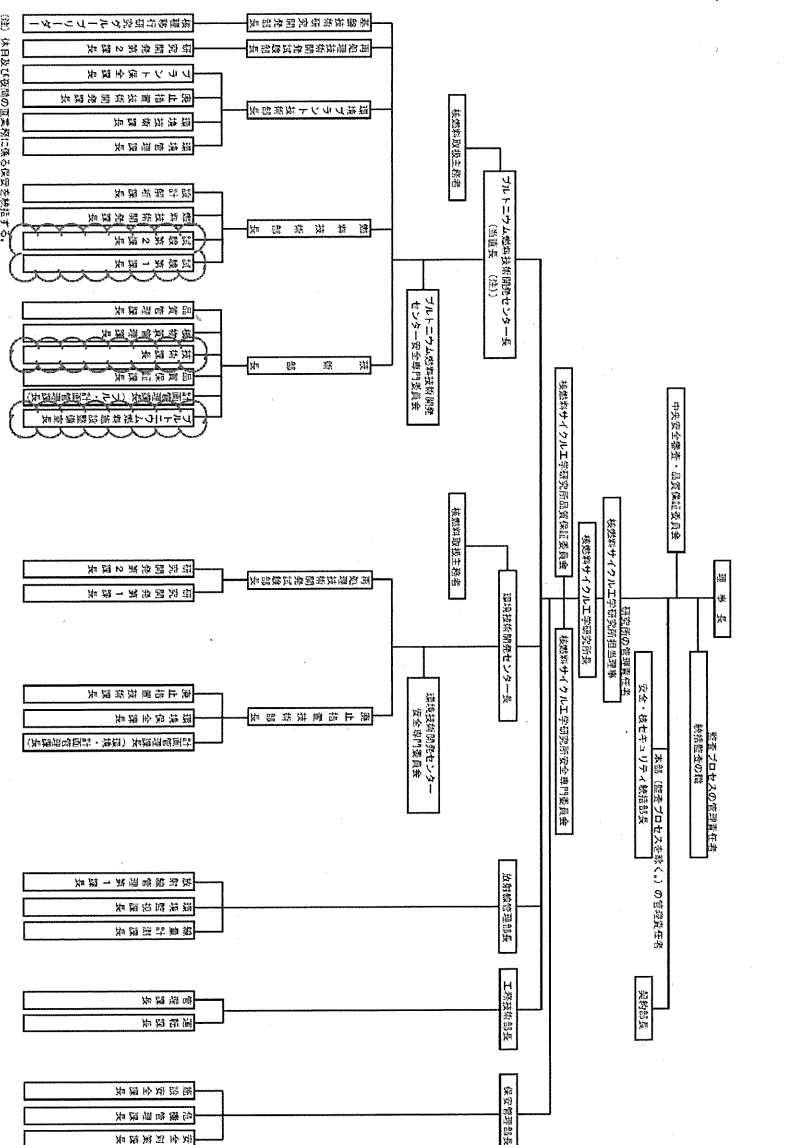
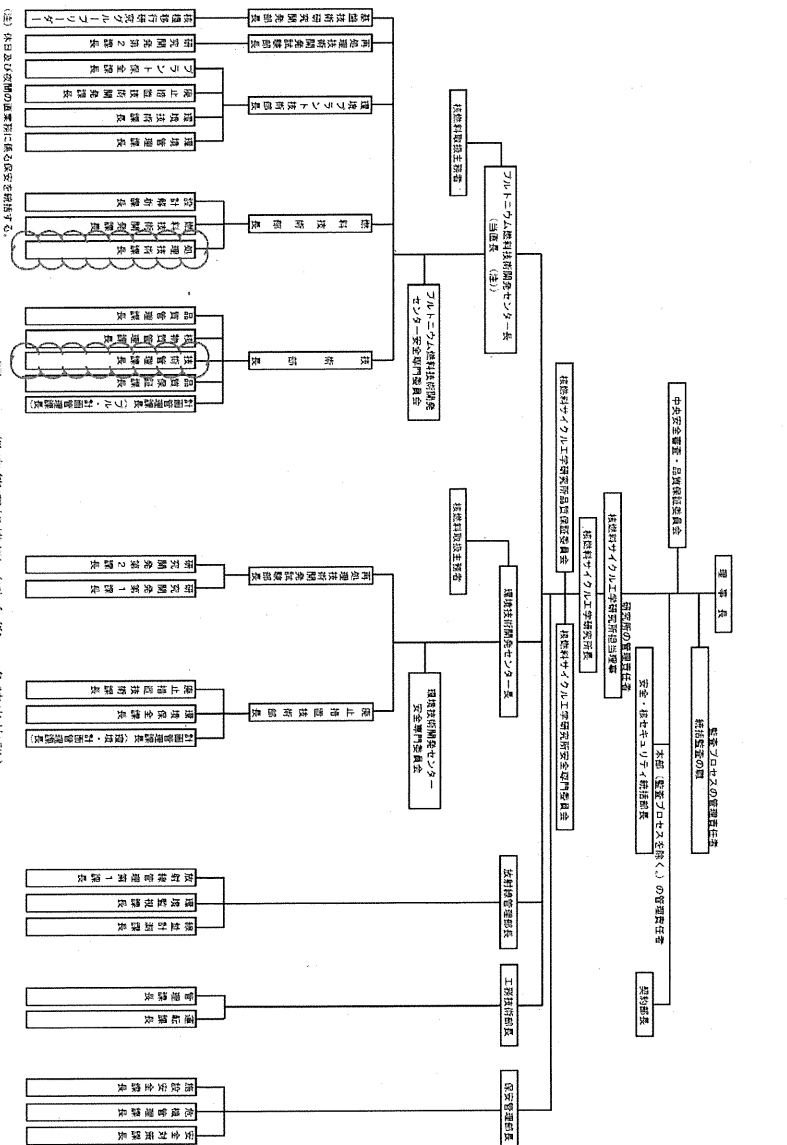
	国家試験有資格者数		
	核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・放射線部門）
有資格者数（人）	28	84	3

④ 保安教育・訓練

使用施設等の保安に係る技術者等に対して、関係法令、使用施設等の保安及び放射線管理に係る教育・訓練を計画的に実施し、技術的能力の維持及び資質の向上に努めている。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p data-bbox="904 260 1032 288">添付書類 4</p> <p data-bbox="199 325 913 395">変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p data-bbox="1877 260 2004 288">添付書類 4</p> <p data-bbox="1173 325 1888 395">変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 保安活動における品質管理に必要な体制 (省略) 2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (省略)	1. 保安活動における品質管理に必要な体制 (変更なし) 2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (変更なし)	

変更前	補正後	変更理由
 <p>図 1 保安管理組織図 (政令第 41 条該当施設)</p>	 <p>図 1 保安管理組織図 (政令第 41 条該当施設)</p>	<p>・記載の適正化 (保安規定の 変更認可(令和 3年11月12日 付け原規発第 211125号) を受けた組織 変更)</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (省略)</p>	<p>表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (変更なし)</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～5

本文図面・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・添1-1～11

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

プルトニウム燃料第三開発室

変 更 前				補 正 後				変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)				1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)				
2. 使用の目的及び方法 (抜 粋)				2. 使用の目的及び方法 (抜 粋)				
目的 番号	使用の方法	部屋 番号	グローブボッ クス等番号	目的 番号	使用の方法	部屋 番号	グローブボッ クス等番号	
3	(3) 分析廃液処理設備での処理作業 ④ 放射能測定 分析廃液処理設備内の各貯槽において、放射能測定用として採取した試料及び低レベル放射性廃水を抜き出した容器表面を拭取ったスマヤろ紙は、バッグアウトし、プルトニウム同位体組成・ウラン濃縮度測定設備に移動した後、放射能測定を行う。 <u>試料は、運搬台車に収納し移動する。</u> 試料を試料皿に採取(放射能濃度が高い場合は水により希釈する)し、加熱して蒸発乾固後、焼き付けを行い、放射能測定装置により、放射能濃度を求める。スマヤろ紙は直接、放射能測定装置により測定する。放射能測定に際しては、標準試料を測定し、設定電圧、効率を定期的に求めておく。	FQ-201	FQG-23 FQO-01a、b	3	(3) 分析廃液処理設備での処理作業 ④ 放射能測定 分析廃液処理設備内の各貯槽において、放射能測定用として採取した試料及び低レベル放射性廃水を抜き出した容器表面を拭取ったスマヤろ紙は、バッグアウトし、プルトニウム同位体組成・ウラン濃縮度測定設備に移動した後、放射能測定を行う。 試料を試料皿に採取(放射能濃度が高い場合は水により希釈する)し、加熱して蒸発乾固後、焼き付けを行い、放射能測定装置により、放射能濃度を求める。スマヤろ紙は直接、放射能測定装置により測定する。放射能測定に際しては、標準試料を測定し、設定電圧、効率を定期的に求めておく。	FQ-201	FQG-23 FQO-01a、b	
3. 核燃料物質の種類 (省略)				3. 核燃料物質の種類 (変更なし)				
4. 使用の場所 (省略)				4. 使用の場所 (変更なし)				
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)				5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)				
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)				6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)				

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (省略)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (省略)</p> <p>7-3 使用施設の設備 (省略)</p> <p>(1) 設備の共通仕様^{注)} (省略)</p> <p>(2) 中央管理設備 (省略)</p> <p>(3) ペレット製造工程設備 (省略)</p> <p>(4) 加工組立工程設備 (省略)</p>	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (変更なし)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (変更なし)</p> <p>7-3 使用施設の設備 (変更なし)</p> <p>(1) 設備の共通仕様^{注)} (変更なし)</p> <p>(2) 中央管理設備 (変更なし)</p> <p>(3) ペレット製造工程設備 (変更なし)</p> <p>(4) 加工組立工程設備 (変更なし)</p>	

変 更 前			補 正 後			変更理由
(5) 検査工程設備 (抜 粋) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$			(5) 検査工程設備 (抜 粋) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$			
使用設備の名称	個数	仕 様	使用設備の名称	個数	仕 様	
プルトニウム同位体組成・ウラン濃縮度測定設備 ^{注2)} α線用放射能測定装置 β線用放射能測定装置 質量分析装置 オープンポットボックスNo.FQ0-01a ^{注1)} オープンポットボックスNo.FQ0-01b ^{注1)}	1式 3 1 1 1 1	臨界管理ユニット番号：UFQ-2 臨界管理方式：質量管理 臨界管理区分：減速系 核的制限値：0.27 (kgPu*) 耐震重要度：Cクラス オープンポットボックスNo.FQ0-01a に収納 オープンポットボックスNo.FQ0-01a に収納 オープンポットボックスNo.FQ0-01b に接続 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	(削除 (臨界管理ユニット番号：UFQ-5 (本-4 ページ) へ記載場所の変更))	(削除)	臨界管理ユニット番号：UFQ-2 臨界管理方式：質量管理 臨界管理区分：減速系 核的制限値：0.27 (kgPu*) (削除)	

変更前			補正後			変更理由
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様	
(記載なし (臨界管理ユニット番号：UFQ-2 (本-3 ページ) から記載場所の変更))	(記載なし)	臨界管理ユニット番号：UFQ-5 臨界管理方式：質量管理 臨界管理区分：減速系 核的制限値：0.27 (kgPu*) (記載なし)	<u>プルトニウム同位体組成・ウラン濃縮度測定設備^{注2)}</u>	1式	耐震重要度：Cクラス	・一連の分析廃液処理作業における試料の臨界管理ユニット間移動をなくすため。
			<u>α線用放射能測定装置</u>	3	オープンボートボックスNo.FQ0-01a に収納	
			<u>β線用放射能測定装置</u>	1	オープンボートボックスNo.FQ0-01a に収納	
			<u>質量分析装置</u>	1	オープンボートボックスNo.FQ0-01b に接続	
分析廃液処理設備 ^{注6)}	1式	耐震重要度：Cクラス	分析廃液処理設備 ^{注6)}	1式	耐震重要度：Cクラス	
中和槽	1	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	中和槽	1	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	
吸着塔	4	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	吸着塔	4	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	
吸着液貯槽 ^{注4)}	2	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	吸着液貯槽 ^{注4)}	2	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	
処理液貯槽	1	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	処理液貯槽	1	グローブボックスNo.FQG-23 に収納	
(記載なし (臨界管理ユニット番号：UFQ-2 (本-3 ページ) から記載場所の変更))	(記載なし)	(記載なし)	<u>オープンボートボックスNo.FQ0-01a^{注1)}</u>	1	耐震重要度：Csクラス	
			<u>オープンボートボックスNo.FQ0-01b^{注1)}</u>	1	耐震重要度：Csクラス	
グローブボックスNo.FQG-23 ^{注1)}	1	耐震重要度：Csクラス	グローブボックスNo.FQG-23 ^{注1)}	1	耐震重要度：Csクラス	

新旧対照表

プルトニウム燃料第三開発室 本文

変更箇所を 示す。

変 更 前	補 正 後	変更理由
(6) 工程附帯設備 (省略)	(6) 工程附帯設備 (変更なし)	
(7) 解体設備 (省略)	(7) 解体設備 (変更なし)	
(8) 核燃料物質回収中の設備 (省略)	(8) 核燃料物質回収中の設備 (変更なし)	
(9) 安全管理設備 (省略)	(9) 安全管理設備 (変更なし)	
(10) ユーティリティ設備 (省略)	(10) ユーティリティ設備 (変更なし)	
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)	7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>0. 本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p> <p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <div data-bbox="107 347 1003 467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <div data-bbox="107 571 1003 691" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="107 794 1003 1217" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>0. 本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p> <p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <div data-bbox="1086 347 1982 467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <div data-bbox="1086 571 1982 691" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1086 794 1982 1217" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>6.1 臨界管理方式 (省略)</p> <p>6.2 核的制限値の設定 (省略)</p> <p>6.3 適用する核的制限値 (省略)</p> <p>6.4 臨界事故の防止 (省略)</p>	<p>6.1 臨界管理方式 (変更なし)</p> <p>6.2 核的制限値の設定 (変更なし)</p> <p>6.3 適用する核的制限値 (変更なし)</p> <p>6.4 臨界事故の防止 (変更なし)</p>	

変 更 前						補 正 後						変更理由
表 6-11 検査工程設備の臨界管理ユニットごとの核的制限値一覧 (抜粋) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						表 6-11 検査工程設備の臨界管理ユニットごとの核的制限値一覧 (抜粋) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						・一連の分析廃液処理作業における試料の臨界管理ユニット間移動をなくすため。
臨界管理 ユニット 番号	設置場所	設 備 名	グローブ ボックス 番号	制限す る項目	核 的 制 限 値	臨界管理 ユニット 番号	設置場所	設 備 名	グローブ ボックス 番号	制限す る項目	核 的 制 限 値	
UFQ-2	分析物性 室	炭素・窒素分析 設備	FQG-21a FQG-21b	酸化プルト ニウム 又は混合 酸化物の 存在量	0.27 kgPu* 〔表 6-4 の質量制 限值〕	UFQ-2	分析物性 室	炭素・窒素分析 設備	FQG-21a FQG-21b	酸化プルト ニウム 又は混合 酸化物の 存在量	0.27 kgPu* 〔表 6-4 の質量制 限值〕	
		粉末表面状態・ プルトニウムス ポット観察設備	FQG-22					粉末表面状態・ プルトニウムス ポット観察設備	FQG-22			
		<u>プルトニウム同 位体組成・ウラ ン濃縮度測定設 備</u>	<u>FQO-01a</u> <u>FQO-01b</u>					(削除)	(削除)			
UFQ-5	分析物性 室	分析廃液処理設 備	FQG-23	プルトニ ウム・ウ ラン溶液 の存在量	0.27 kgPu* 〔表 6-4 の質量制 限值〕	UFQ-5	分析物性 室	<u>プルトニウム同 位体組成・ウラ ン濃縮度測定設 備</u>	<u>FQO-01a</u> <u>FQO-01b</u>	酸化プルト ニウ ム、混合 酸化物又 はプルト ニウム・ ウラン溶 液の存在 量	0.27 kgPu* 〔表 6-4 の質量制 限值〕	
								分析廃液処理設 備	FQG-23			

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="107 295 1003 466" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="107 571 1003 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない</p> </div>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1086 295 1982 466" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1086 571 1982 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない</p> </div>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1 1. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>1 2. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>1 3. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>1 4. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>1 1. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>1 2. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>1 3. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>1 4. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> </div>	<p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> </div>	

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～16

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

ウラン廃棄物処理施設

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備 (省略)	7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>1)-9-1 気体廃棄施設 (省略)</p> <p>1)-9-2 液体廃棄施設 (省略)</p> <p>1)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、燃料製造機器試験室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及び使用済フィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設 (省略)</p> <p>2)-9-2 液体廃棄施設 (省略)</p> <p>2)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、燃料製造機器試験室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難</p>	<p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>1)-9-1 気体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>1)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>1)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、燃料製造機器試験室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>2)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>2)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、燃料製造機器試験室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及び使用済フィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室にて詰め替えた後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフィルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>
<p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)</p>	<p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)</p>	
<p>2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p>	<p>2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p>	
<p>2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p>	<p>2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p>	
<p>3) 焼却施設 (省略)</p>	<p>3) 焼却施設 (変更なし)</p>	
<p>4) 廃油保管庫</p>	<p>4) 廃油保管庫 (変更なし)</p>	
<p>4)-9-1 気体廃棄施設 (省略)</p>	<p>4)-9-1 気体廃棄施設 (変更なし)</p>	
<p>4)-9-2 液体廃棄施設</p> <p>本施設は、J棟及びL棟のウラン系液体廃棄物のうち廃油を受け入れる。受入れた廃棄物は、保管室に保管廃棄する。</p> <p>廃油保管庫で保管する液体廃棄物は焼却施設に運搬し焼却することができる。</p> <p>なお、廃油保管庫で保管する液体廃棄物は、分析、詰め替え又は水蒸気改質処理試験装置を用いた難処理有機廃棄物の処理に係る試験に供する必要がある場合、J棟に運搬する。</p>	<p>4)-9-2 液体廃棄施設</p> <p>本施設は、J棟及びL棟のウラン系液体廃棄物のうち廃油を受け入れる。受入れた廃棄物は、保管室に保管廃棄する。</p> <p>廃油保管庫で保管する液体廃棄物は焼却施設に運搬し焼却することができる。</p> <p>なお、廃油保管庫で保管する液体廃棄物は、分析、詰替え又は水蒸気改質処理試験装置を用いた難処理有機廃棄物の処理に係る試験に供する必要がある場合、J棟に運搬する。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>
<p>4)-9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)</p>	<p>4)-9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)</p>	
<p>4)-9-2-2 液体廃棄施設の構造 (省略)</p>	<p>4)-9-2-2 液体廃棄施設の構造 (変更なし)</p>	
<p>4)-9-2-3 液体廃棄施設の設備 (省略)</p>	<p>4)-9-2-3 液体廃棄施設の設備 (変更なし)</p>	
<p>4)-9-3 固体廃棄施設 (省略)</p>	<p>4)-9-3 固体廃棄施設 (変更なし)</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p> <p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1) 保管廃棄施設 (省略)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 本施設において、パネルハウスやフード(以下「パネルハウス等」という。)及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等、廃棄物を取り扱う作業時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。 また、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設における廃棄物の詰替作業は、放射線業務従事者の内部被ばくを防止するため、半面マスク着用等の適切な防護措置を講ずる。</p> <p>3) 焼却施設 (省略)</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>以下に示すとおり、本施設における放射線業務従事者の外部被ばく及び周辺環境への影響は十分小さく、遮蔽の必要はない。</p> <p>2.1 外部被ばくの評価</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び廃油保管庫 (省略)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設における作業は、廃棄物の搬出入、詰替作業、保管された廃棄物の巡視等であるが、このうち、廃棄物に接近する頻度が高いため最も外部被ばく線量が高いと想定される詰替作業について評価を行う。 (以下、省略)</p> <p>2.2 管理区域境界の線量評価 (省略)</p> <p>1) 焼却施設 (省略)</p> <p>2) 廃油保管庫 (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p> <p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1) 保管廃棄施設 (変更なし)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 本施設において、パネルハウスやフード(以下「パネルハウス等」という。)及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業やフィルタの減容処理作業等の廃棄物を取り扱う作業(以下「詰替作業等」という。)時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。 また、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設における詰替作業等は、放射線業務従事者の内部被ばくを防止するため、半面マスク着用等の適切な防護措置を講ずる。</p> <p>3) 焼却施設 (変更なし)</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>以下に示すとおり、本施設における放射線業務従事者の外部被ばく及び周辺環境への影響は十分小さく、遮蔽の必要はない。</p> <p>2.1 外部被ばくの評価</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び廃油保管庫 (変更なし)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設における作業は、廃棄物の搬出入、詰替作業等、保管された廃棄物の巡視等であるが、このうち、廃棄物に接近する頻度が高いため最も外部被ばく線量が高いと想定される詰替作業等について評価を行う。 (以下、変更なし)</p> <p>2.2 管理区域境界の線量評価 (変更なし)</p> <p>1) 焼却施設 (変更なし)</p> <p>2) 廃油保管庫 (変更なし)</p>	<p>・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。 ・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>(記載なし)</p> <p>2.3 周辺環境への影響の評価</p> <p>1) 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 (省略)</p> <p>(1) ウラン系廃棄物貯蔵施設 (省略)</p> <p>(2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 線源は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管中の廃棄物とする。線源のスペクトルは、</p>	<p>3) <u>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</u> 管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。評価対象室は、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)及び保管室(4階)とする。評価対象位置は、線源毎に管理区域境界からの線源までの距離、壁厚、固体廃棄物の保管量を考慮した位置とする。</p> <p>(1) <u>内蔵される核燃料物質</u> 各階の保管室内には、固体廃棄物ドラム缶9600本を保管できるエリアがあり、固体廃棄物の内蔵核燃料物質は、天然ウラン90%、回収ウラン10%とする。 なお、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力は、30600本であるが、保守的な評価とするため、各階に9600本の固体廃棄物ドラム缶を保管しているものとして評価する。</p> <p>(2) <u>実効線量の計算方法</u> 線源量は、固体廃棄物ドラム缶1本当たり500gUを含むものとし、各階の評価値を合算し、厳しい評価結果を与えるように設定する。 また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。 なお、評価に当たっては、図2-10～図2-13に示す固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、構造物として壁(コンクリート、35cm厚(1階))等による放射線の低減効果を考慮する。 線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード(QAD)を用いて直接線による線量率を求める。 なお、実効線量への換算に当たっては、ICRP Pub.74⁽¹⁾に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) <u>遮蔽体</u> 遮蔽体として、鉄製の廃棄物収納容器並びにコンクリート製壁を考慮する。鉄の密度は7.2g/cm³、コンクリートの密度は2.05g/cm³とする。</p> <p>(4) <u>実効線量の評価結果</u> 前述の方法により、実効線量を評価する。評価位置は、各階の線源から最も近い管理区域境界壁面の外側正面位置とする。線源配置と評価点位置を図2-10～図2-13に、固体廃棄物による管理区域境界の実効線量評価モデルを図2-14に示す。 管理区域境界における外部放射線に係る線量率は、保管する固体廃棄物の影響を考慮して9.8×10⁻²μSv/hであり、3か月を500時間とした場合、5.0×10⁻²mSv/3か月となることから、線量告示に基づく管理区域の設定基準1.3mSv/3か月を下回る。</p> <p>2.3 周辺環境への影響の評価</p> <p>1) 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 (変更なし)</p> <p>(1) ウラン系廃棄物貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>(2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 線源は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管中の廃棄物とする。線源のスペクトルは、</p>	<p>・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>2.1 節 2) 項に記載した詰替作業における外部被ばく線量の評価に用いた表 3 に示す天然ウラン 90 %、回収ウラン 10 % が混合したウランのスペクトルと同様とする。</p> <p>線源の強度については、保管室が満杯となった場合を考慮して、ドラム缶の保管量を各階 9 600 本 4 階分とし、ドラム缶 1 本あたりに含まれるウランの量を、2.1 節 2) 項に記載した詰替作業における外部被ばく線量の評価と同様に、500 g (金属ウラン換算) とする。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2.1 節 2) 項に記載した詰替作業等における外部被ばく線量の評価に用いた表 3 に示す天然ウラン 90 %、回収ウラン 10 % が混合したウランのスペクトルと同様とする。</p> <p>線源の強度については、保管室が満杯となった場合を考慮して、ドラム缶の保管量を各階 9 600 本 4 階分とし、ドラム缶 1 本あたりに含まれるウランの量を、2.1 節 2) 項に記載した詰替作業等における外部被ばく線量の評価と同様に、500 g (金属ウラン換算) とする。</p> <p>(以下、変更なし)</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し) を図るため。</p>
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備 (次項において「消火設備」という。) 及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備 (次項において「消火設備」という。) 及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等 (使用前検査対象施設は除く。) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等 (使用前検査対象施設は除く。) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p>	
<p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な</p>	<p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければなら</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければなら</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>ない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>ない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p>	
<p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p>	
<p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>22. 廃棄施設</p>	<p>22. 廃棄施設</p>	
<p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>核燃料物質で汚染され不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。廃棄物の管理は、保安規定等に定めるほか以下に示す方法で行う。</p>	<p>核燃料物質で汚染され不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。廃棄物の管理は、保安規定等に定めるほか以下に示す方法で行う。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.1.1 概要</p> <p>ウラン系廃棄物貯蔵施設及び廃油保管庫では原則として気体状の廃棄物は発生しない。したがって焼却施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設について検討する。</p> <p>これらの施設で放射性廃棄物を取り扱う区域はすべて管理区域とするとともに、当該区域は外気及び当該区域以外の区域に対して負圧を保つ。</p> <p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する空気中の濃度は定期的に測定する。</p> <p>焼却灰取出時における焼却室全体の汚染を避けるため焼却灰取出口に灰取出しボックスを設ける。</p> <p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウスやフード(以下「パネルハウス等」という。)内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等、<u>廃棄物を取り扱う作業時</u>に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p>22.1.2 管理区域内の空気中の放射性物質濃度</p> <p>22.1.2.1 焼却施設 (省略)</p> <p>22.1.2.2 廃油保管庫 (省略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>22.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>22.1.1 概要</p> <p>ウラン系廃棄物貯蔵施設及び廃油保管庫では原則として気体状の廃棄物は発生しない。したがって焼却施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設について検討する。</p> <p>これらの施設で放射性廃棄物を取り扱う区域はすべて管理区域とするとともに、当該区域は外気及び当該区域以外の区域に対して負圧を保つ。</p> <p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する空気中の濃度は定期的に測定する。</p> <p>焼却灰取出時における焼却室全体の汚染を避けるため焼却灰取出口に灰取出しボックスを設ける。</p> <p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウスやフード(以下「パネルハウス等」という。)内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p>22.1.2 管理区域内の空気中の放射性物質濃度</p> <p>22.1.2.1 焼却施設 (変更なし)</p> <p>22.1.2.2 廃油保管庫 (変更なし)</p> <p><u>22.1.2.3 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</u></p> <p><u>管理区域内における空気中の放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、固体廃棄物の部屋のうち保管室及び廃棄物の取扱作業を新たに追加した詰替室内のパネルハウスとする。</u></p> <p><u>保管室は固体廃棄物を保管する室であり、保管する固体廃棄物は、ビニルシート等で梱包したうえドラム缶等の閉じ込め性の高い金属製容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニルシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等から放射性物質が漏れることはない。したがって、保管室において放射性物質の濃度は、線量告示の定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えることはない。</u></p> <p><u>パネルハウスは、固体廃棄物の詰替作業等を行う固体廃棄施設である。</u></p> <p><u>この施設の空気中の放射性物質濃度の評価に当たっては、RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁽¹⁾より、次表に示す係数及び次式により行う。また、廃棄施設の換気回数は6回/hとし、回収ウランの比放射能を1.1×10^6 Bq/gUとする。</u></p> <p><u>空気中の放射性物質濃度 = 取扱量 × 飛散率 × 物理形態係数 × 行為係数 × 閉じ込め性による係数 / (室体積 × 換気回数 × 8時間)</u></p> <p>飛散に係る要素の分類・区分</p> <p>係数等</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>

変更前	補正後	変更理由								
<p>22.1.3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (省略)</p> <p>① 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 取り扱う廃棄物のドラム缶本数Nを年間3 600本とする。ドラム缶に含まれるウランの量と核種構成は、2.2 節2) 項に記載した詰替作業における外部被ばく線量の評価と同様の考え方により、ドラム缶1本当たりのウラン含有量をw=500g(金属ウラン換算)、ウラン1g中の核種iの量を第1表に示す天然ウラン(Xni)の90%、第2表に示す回収ウラン(Xri)の10%の値とする。第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の気体廃棄物は、同施設の換気設備の高性能エアフィルタ2段を通じて行われるものとする。詰替作業時の放射性核種の気相への移行率を$\epsilon_0=1 \times 10^{-4}$とし、高性能エアフィルタ2段の透過率$\epsilon_1$を、高性能エアフィルタの捕集効率が1段目99.9%、2段目99%であることから、$\epsilon_1=1 \times 10^{-5}$とすると、大気中に放出される放射性核種の年間の平均放出率X (Bq/sec)は、</p>	<table border="1" data-bbox="1144 260 1926 496"> <tr> <td>核種(U-235、U-238)による飛散率(1/日)</td> <td>1×10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末: $\times 10$、液体: $\times 1$、塊: $\times 0.1$</td> </tr> <tr> <td>取扱い行為による係数</td> <td>加熱: $\times 100$、化学反応又は機械加工: $\times 10$、一般的操作: $\times 1$、静置: $\times 0.1$</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>グローブボックス等: $\times 0.01$、フード等: $\times 0.1$、開放: $\times 1$</td> </tr> </table> <p>(1) パネルハウス パネルハウスにおいて、放射性固体廃棄物の詰替作業等を行う。1日の詰替作業等での取扱量を1日ドラム缶20本とし、廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン付着量を回収ウラン500gUとする。放射性固体廃棄物は固着汚染が支配的であるが、保守的に粉末のルーズな汚染を想定し、取扱い時の物理的形態による係数は$\times 10$とする。放射性固体廃棄物の詰替作業等時の取扱いとして一般的操作を想定し、取扱い行為による係数は$\times 1$とする。放射性固体廃棄物は、開放された状態で詰替え又はフィルタの減容処理をすることから、閉じ込め性による係数は$\times 1$とする。 よって、固体廃棄物の詰替作業等時の管理区域内の空気中の放射性物質濃度は、 $\frac{(20(\text{本/日}) \times 500(\text{gU/本}) \times 1 \times 10^{-7}(\text{1/日}) \times 10 \times 1 \times 1 \times 1.1 \times 10^8(\text{Bq/gU}))}{(187(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回/h}) \times 8(\text{h/日}))}$ $= 1.1 \times 10^{-8}(\text{Bq/cm}^3)$ となる。 以上から、パネルハウス内の空気中の放射性物質濃度は$1.1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$となり、線量告示の定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度$3 \times 10^{-6} \text{ Bq/cm}^3$よりも十分に小さい。</p> <p>22.1.3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (変更なし)</p> <p>① 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 取り扱う廃棄物のドラム缶本数Nを年間3 600本とする。ドラム缶に含まれるウランの量と核種構成は、2.1 節2) 項に記載した詰替作業等における外部被ばく線量の評価と同様の考え方により、ドラム缶1本当たりのウラン含有量をw=500g(金属ウラン換算)、ウラン1g中の核種iの量を第1表に示す天然ウラン(Xni)の90%、第2表に示す回収ウラン(Xri)の10%の値とする。第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の気体廃棄物は、同施設の換気設備の高性能エアフィルタ2段を通じて行われるものとする。詰替作業等時の放射性核種の気相への移行率を$\epsilon_0=1 \times 10^{-4}$とし、高性能エアフィルタ2段の透過率$\epsilon_1$を、高性能エアフィルタの捕集効率が1段目99.9%、2段目99%であることから、$\epsilon_1=1 \times 10^{-5}$とすると、大気中に放出される放射性核種の年間の平均放出率X (Bq/sec)は、</p>	核種(U-235、U-238)による飛散率(1/日)	1×10^{-7}	物理的形態による係数	粉末: $\times 10$ 、液体: $\times 1$ 、塊: $\times 0.1$	取扱い行為による係数	加熱: $\times 100$ 、化学反応又は機械加工: $\times 10$ 、一般的操作: $\times 1$ 、静置: $\times 0.1$	閉じ込め性による係数	グローブボックス等: $\times 0.01$ 、フード等: $\times 0.1$ 、開放: $\times 1$	<p>・記載の適正化(誤記修正)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>
核種(U-235、U-238)による飛散率(1/日)	1×10^{-7}									
物理的形態による係数	粉末: $\times 10$ 、液体: $\times 1$ 、塊: $\times 0.1$									
取扱い行為による係数	加熱: $\times 100$ 、化学反応又は機械加工: $\times 10$ 、一般的操作: $\times 1$ 、静置: $\times 0.1$									
閉じ込め性による係数	グローブボックス等: $\times 0.01$ 、フード等: $\times 0.1$ 、開放: $\times 1$									

変更前	補正後	変更理由
$X_i = N \times w \times (0.9X_{ni} + 0.1X_{ri}) \times \epsilon_0 \times \epsilon_1 / (365 \times 24 \times 3600)$	$X_i = N \times w \times (0.9X_{ni} + 0.1X_{ri}) \times \epsilon_0 \times \epsilon_1 / (365 \times 24 \times 3600)$	
<p>から、第4表に示す値となる。</p>	<p>から、第4表に示す値となる。</p>	
<p>第4表 (省略)</p>	<p>第4表 (変更なし)</p>	
<p>② 焼却施設 (省略)</p>	<p>② 焼却施設 (変更なし)</p>	
<p>22.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>22.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>22.3 固体状の放射性廃棄物管理 ウラン廃棄物処理施設の各施設で発生する廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し作業場所の近傍に置場を設定し、作業の間当該置場に置く。作業終了後、廃棄物は各施設の廃棄施設に集積するとともに、廃棄するために必要に応じて分別、入替えをする。廃棄は、原則としてビニル袋等に収納の上、200 L ドラム缶等の容器に封入し、各施設又はウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管する。焼却する場合は、カートンボックスに収納し焼却施設で焼却する。 保管した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管するか、焼却施設で焼却できる。 ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管されている廃棄物のうち金属及び使用済フィルタは、M棟で減容処理することができる。 第2ウラン系廃棄物処理施設で保管した廃棄物で詰め替えが必要なものは詰替室で詰め替える。 なお、廃棄物は、火災による損傷防止のため、金属製容器等で対策を講じるとともに、区画等の放射線障害防止措置を講じた場所に保管する。</p>	<p>22.3 固体状の放射性廃棄物管理 ウラン廃棄物処理施設の各施設で発生する廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し作業場所の近傍に置場を設定し、作業の間当該置場に置く。作業終了後、廃棄物は各施設の廃棄施設に集積するとともに、廃棄するために必要に応じて分別、入替えをする。廃棄物は、原則としてビニル袋等に収納の上、200 L ドラム缶等の容器に封入し、各施設に保管する。焼却する場合は、カートンボックスに収納し焼却施設で焼却する。 保管した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄するか、焼却施設で焼却できる。 ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタは、M棟で減容処理することができる。 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した廃棄物は、詰替室で詰替え又はフィルタの減容処理を行うことができる。 なお、廃棄物は、火災による損傷防止のため、金属製容器等で対策を講じるとともに、区画等の放射線障害防止措置を講じた場所に保管する。</p>	<p>・記載の適正化（脱字修正、表現の見直し）を図るため。</p>
<p>22.4 標識の設置 (省略)</p>	<p>22.4 標識の設置 (変更なし)</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略) 第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし) 第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>24. 監視設備 第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備 第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	
<p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業（機器類の除染、その他これに類するもの）は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p>	<p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業（機器類の除染、その他これに類するもの）は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p>	

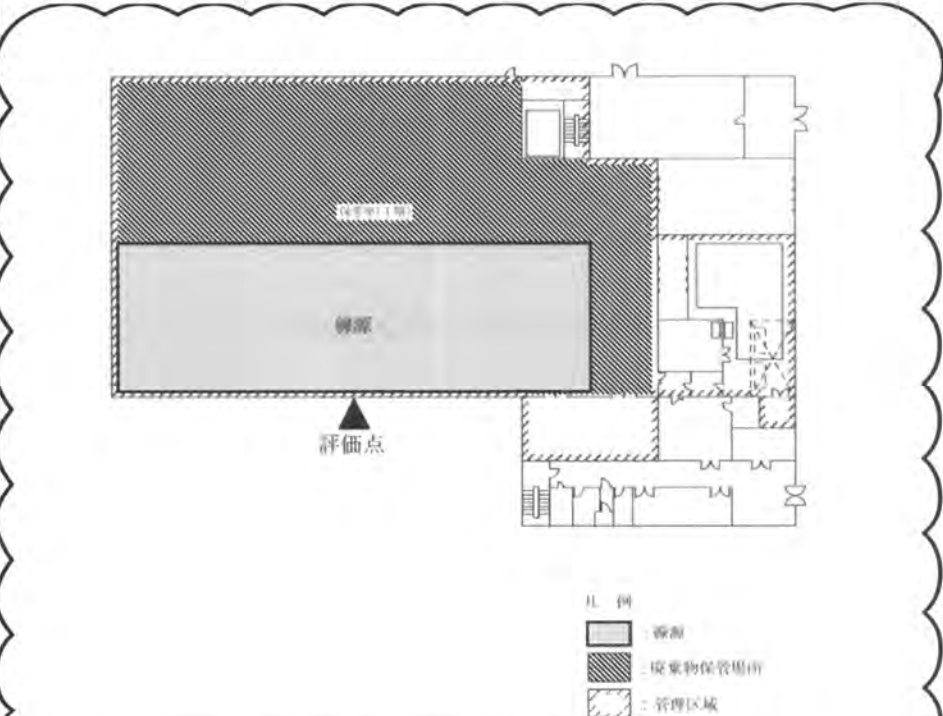



変更前	補正後	変更理由
<p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する空気中の濃度は定期的に測定する。</p> <p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等、廃棄物を取り扱う作業時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p>25. 非常用電源設備</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>1) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 商用電源が喪失した場合でも、廃棄物中のウランが放出されるような事故が発生することは考えられない。 商用電源の停電時には、通報設備、建築基準法に基づく非常用照明及び消防法に基づく自動火災報知設備は、内蔵された蓄電池により電源の供給が確保される。 ウラン系固体廃棄物は、ドラム缶等に封入されているため放射性物質が漏えいすることはない。 パネルハウス内で行う廃棄物の詰替作業中に停電が発生した場合、装置等の電源は遮断され安全に停止する。また、廃棄物の詰替作業は、放射性物質が閉じ込め境界から作業環境へ放出され難い構造であるパネルハウス内で行っており、停電により排気系が停止しても、内部の粉塵は重さで沈降し、外部へ漏れ出す可能性は小さい。さらに、建家及び建家内の各室は閉めきられているので、管理区域の空気が建家外に出ることは考えられない。 したがって、すべての電源が喪失しても、周辺環境への影響は考えられない。なお、停電が発生した場合、排風機の停止に伴い、排気を監視している放射線管理設備等も併せて停止するため、管理区域の出入口において、表面密度及び空気中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>2) 焼却施設 (省略)</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置(焼却施設) (省略)</p>	<p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する空気中の濃度は定期的に測定する。</p> <p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p>25. 非常用電源設備</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>1) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 商用電源が喪失した場合でも、廃棄物中のウランが放出されるような事故が発生することは考えられない。 商用電源の停電時には、通報設備、建築基準法に基づく非常用照明及び消防法に基づく自動火災報知設備は、内蔵された蓄電池により電源の供給が確保される。 ウラン系固体廃棄物は、ドラム缶等に封入されているため放射性物質が漏えいすることはない。 パネルハウス内で行う詰替作業等中に停電が発生した場合、装置等の電源は遮断され安全に停止する。また、詰替作業等は、放射性物質が閉じ込め境界から作業環境へ放出され難い構造であるパネルハウス内で行っており、停電により排気系が停止しても、内部の粉塵は重さで沈降し、外部へ漏れ出す可能性は小さい。さらに、建家及び建家内の各室は閉めきられているので、管理区域の空気が建家外に出ることは考えられない。 したがって、すべての電源が喪失しても、周辺環境への影響は考えられない。なお、停電が発生した場合、排風機の停止に伴い、排気を監視している放射線管理設備等も併せて停止するため、管理区域の出入口において、表面密度及び空気中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>2) 焼却施設 (変更なし)</p> <p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置(焼却施設) (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

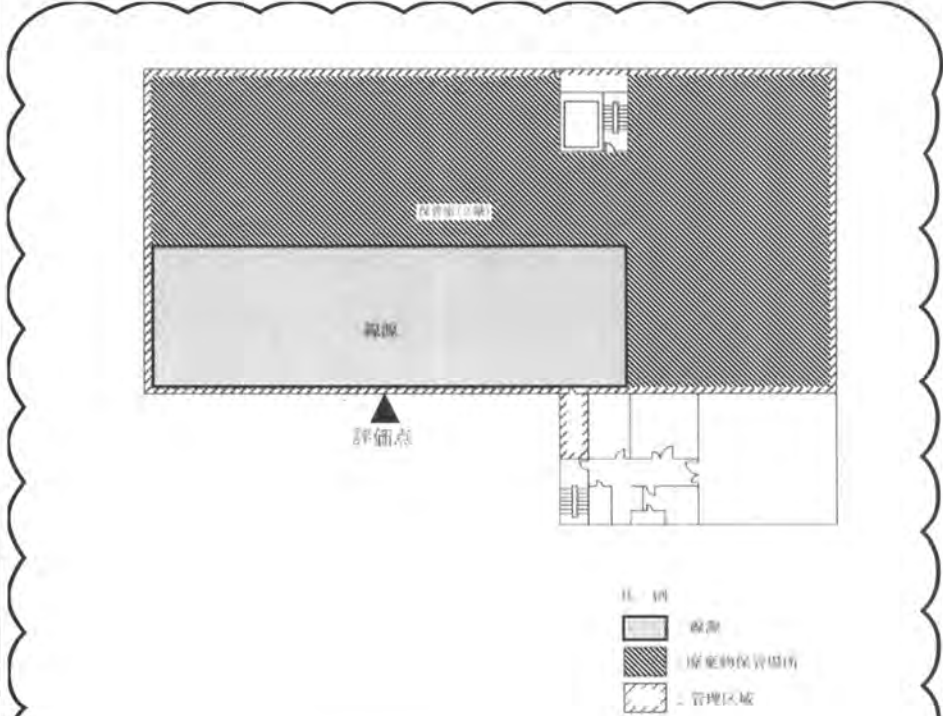
新旧対照表


ウラン廃棄物処理施設 添付書類 1

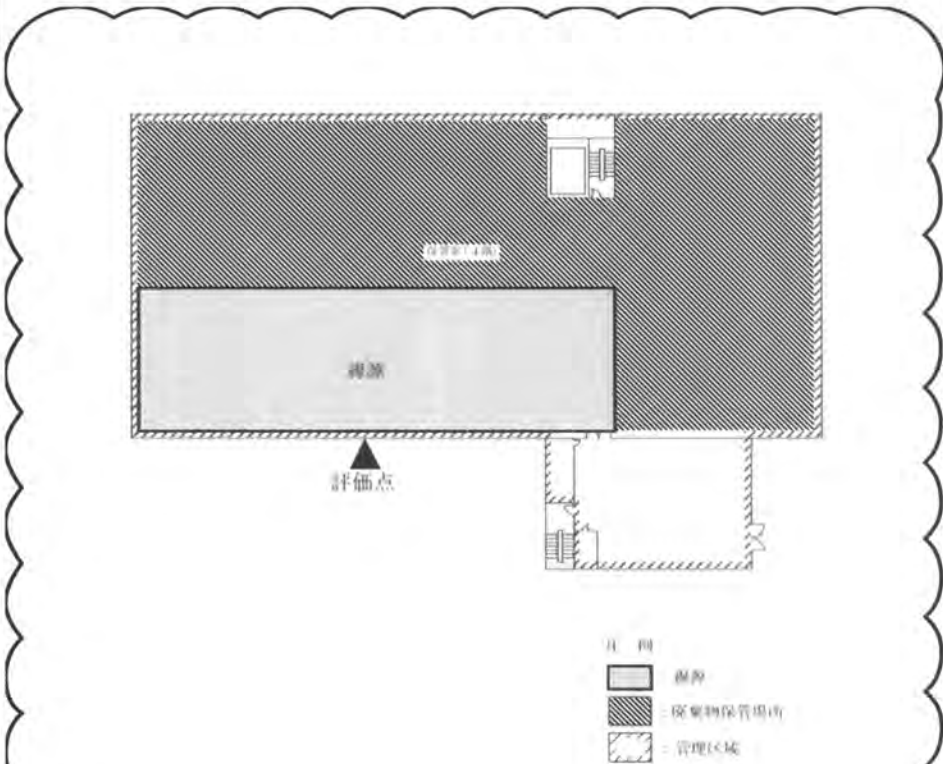
変更箇所を _____ で示す。

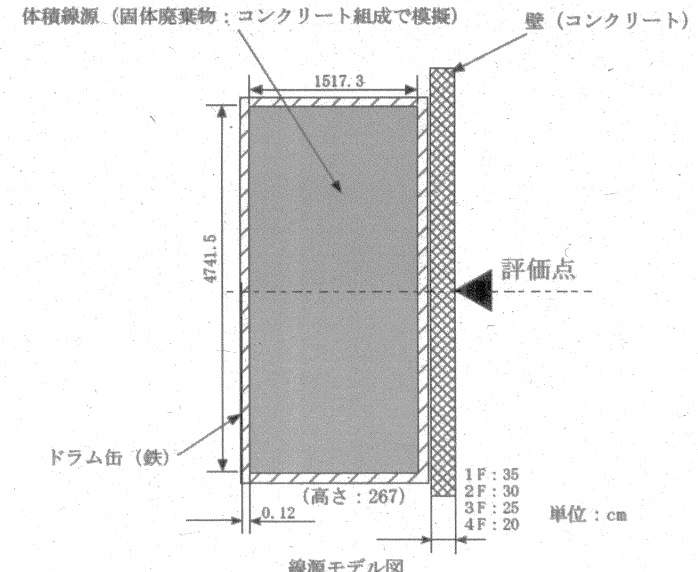
変 更 前	補 正 後	変更理由
図2-2 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(焼却灰ドラム缶) (省略)	図2-2 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(焼却灰ドラム缶) (変更なし)	
図2-3 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(ドラム缶(9本)) (省略)	図2-3 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(ドラム缶(9本)) (変更なし)	
図2-4 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(ドラム缶(10本)) (省略)	図2-4 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(ドラム缶(10本)) (変更なし)	
図2-5 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(カートボックス(200本)) (省略)	図2-5 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(カートボックス(200本)) (変更なし)	
図2-6 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(カートボックス(300本)) (省略)	図2-6 焼却施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(カートボックス(300本)) (変更なし)	
図2-7 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (廃油保管庫) (省略)	図2-7 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (廃油保管庫) (変更なし)	
図2-8 廃油保管庫 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(廃油) (省略)	図2-8 廃油保管庫 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(廃油) (変更なし)	
図2-9 廃油保管庫 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(固体廃棄物) (省略)	図2-9 廃油保管庫 管理区域境界の実効線量評価計算モデル(固体廃棄物) (変更なし)	

変更前	補正後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 線源  : 廃棄物保管場所  : 管理区域 <p>線源：200 L ドラム缶 9 600 本に収納した固体廃棄物 (天然ウラン：90 %，回収ウラン：10 %) : 4 800 kgU^{※1}</p> <p>※1：固体廃棄物ドラム缶 1 本当たりのウラン量は 0.5 kgU (天然ウラン：90 %，回収ウラン：10 %) とする。</p> <p>図 2-10 管理区域境界の線量評価に用いる線源位置と評価点位置 (第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設 1 階)</p>	<p>・第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	 <p>線源：200 L ドラム缶 9 600 本に収納した固体廃棄物 (天然ウラン：90%，回収ウラン：10%) : 4 800 kgU^{eq1}</p> <p>※1：固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.5 kgU (天然ウラン：90%，回収ウラン：10%) とする。</p> <p>図2-11 管理区域境界の線量評価に用いる線源位置と評価点位置 (第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 2階)</p>	<p>・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	 <p>線源: 200 L ドラム缶 9 600 本に収納した固体廃棄物 (天然ウラン: 90%, 回収ウラン: 10%) : 4 800 kgU^{※1}</p> <p>※1: 固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.5 kgU (天然ウラン: 90%, 回収ウラン: 10%) とする。</p> <p>図2-12 管理区域境界の線量評価に用いる線源位置と評価点位置 (第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 3階)</p>	<p>・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	 <p>線源：200 L ドラム缶 9 600 本に収納した固体廃棄物 (天然ウラン：90 %， 回収ウラン：10 %) : 4 800 kgU^{※1}</p> <p>※1： 固体廃棄物ドラム缶 1 本当たりのウラン量は 0.5 kgU (天然ウラン：90 %， 回収ウラン：10 %) とする。</p> <p>図 2-13 管理区域境界の線量評価に用いる線源位置と評価点位置 (第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設 4 階)</p>	<p>・第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	<div data-bbox="1209 319 1904 893" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">線源モデル図</p> </div> <p style="text-align: center;">(図2-10～図2-13に示す線源配置と評価点位置参照)</p> <div data-bbox="1209 941 1881 1276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価計算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線源物質データ：天然ウラン 90%，回収ウラン 10% (4 800 kgU^{※1}) ・線源領域物質：普通コンクリート、密度0.5 g/cm³^{※2} ・線源領域モデル：体積線源 (直方体) ^{※3} ・遮 蔽 体：ドラム缶 (鉄、密度7.2 g/cm³) 壁 (コンクリート、密度2.05 g/cm³) <p>※1：最大保管数量9 600本分のウラン量 ※2：固体廃棄物の実測平均密度より保守的に評価 ※3：ドラム缶9 600本分の3段積み模擬した等価容積の直方体構造</p> </div> <p style="text-align: center;">図2-14 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 管理区域境界の実効線量評価計算モデル (ドラム缶 (9 600本))</p>	<p>・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においてフィルタの減容処理を実施するため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～2

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～9

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添2-1

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

M棟

新旧対照表

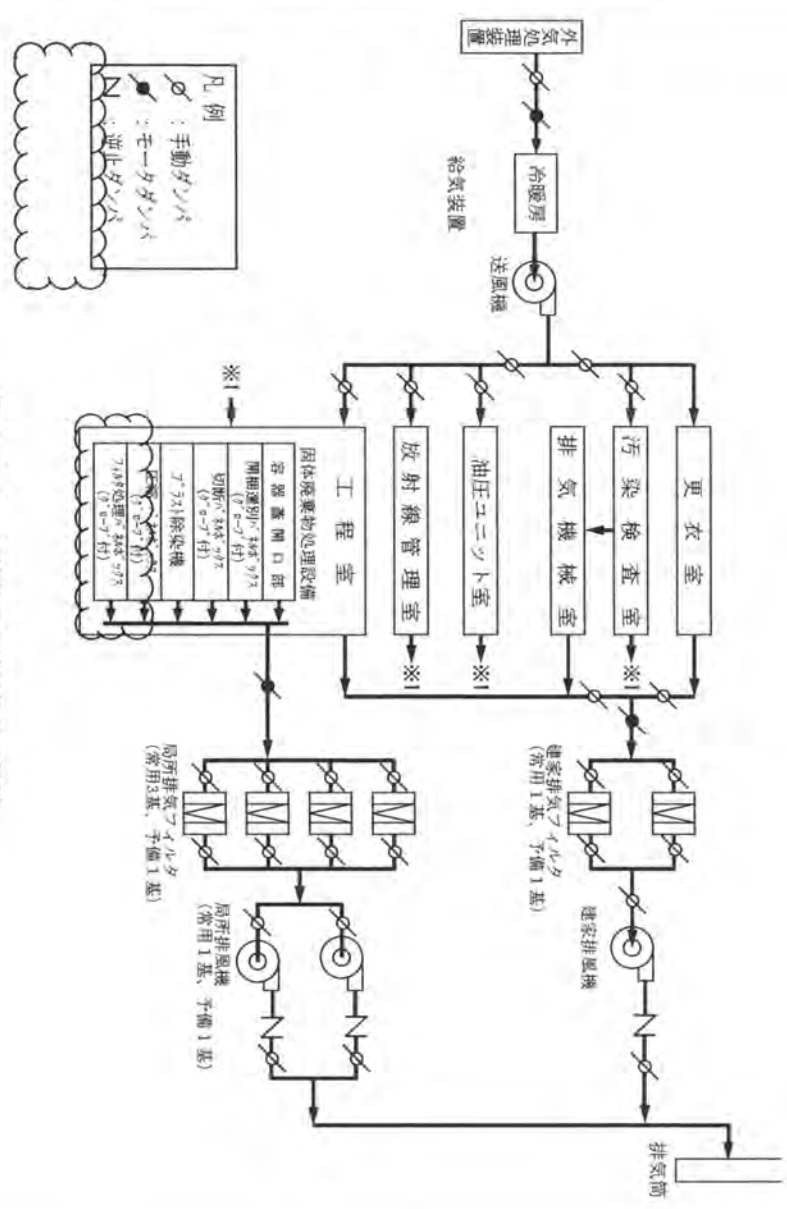

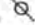
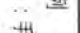
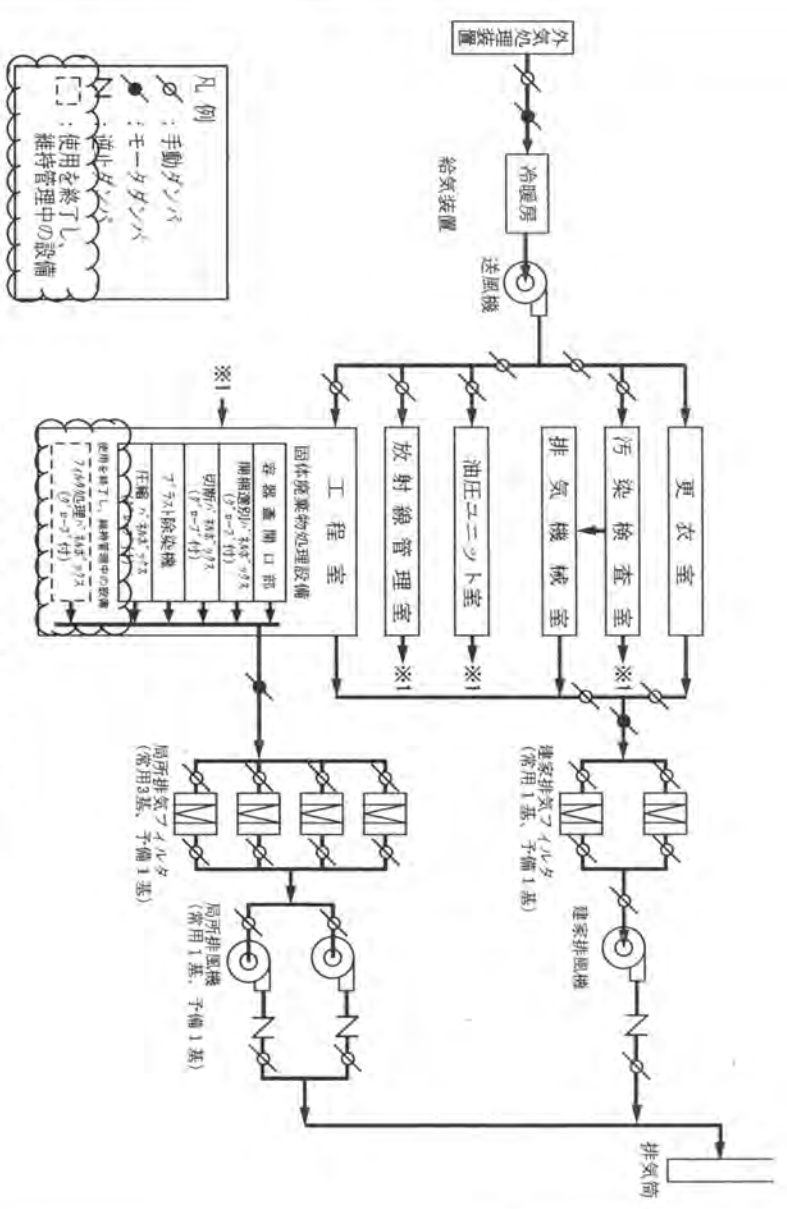



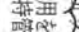
M棟 本 文

変更箇所を _____ で示す。

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備	7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	

変 更 前		補 正 後		変更理由
<p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>9-1 気体廃棄施設 (省略)</p> <p>9-2 液体廃棄施設 (省略)</p> <p>9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、ウラン廃棄物処理施設の保管廃棄施設に保管廃棄した廃棄物のうち金属及び使用済フィルタを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の固体廃棄施設の設備により減容処理する。</p> <p>施設内の作業で発生しこれから廃棄しようとするものは、作業場に放射線障害防止措置及び防火対策を講じて置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図9-1-2に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか焼却施設に運搬し焼却する。廃棄物は、減容処理又は運搬するまでの間、図9-1-2に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>		<p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>9-1 気体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>9-2 液体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、ウラン廃棄物処理施設の保管廃棄施設に保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の固体廃棄施設の設備により減容処理する。</p> <p>施設内の作業で発生しこれから廃棄しようとするものは、作業場に放射線障害防止措置及び防火対策を講じて置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図9-1-2に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか焼却施設に運搬し焼却する。廃棄物は、減容処理又は運搬するまでの間、図9-1-2に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>		<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>
<p>9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <p>(1)敷地の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、M棟1階の汚染検査室、工程室、油圧ユニット室及び2階の運転室である。 本施設から発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン廃棄物処理施設(ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設)であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。 本施設はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の廃棄施設(保管廃棄した金属廃棄物及び使用済みフィルタの減容)である。</p>	<p>9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <p>(1)敷地の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2)建家の位置 「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3)固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、M棟1階の汚染検査室、工程室、油圧ユニット室及び2階の運転室である 本施設から発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン廃棄物処理施設(ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設)であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設(別冊8)の記載による。 本施設はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の廃棄施設(保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタの減容処理)である。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>		

変 更 前		補 正 後		変更理由	
9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)		9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)		・フィルタ処理 ハネボックスの使用が終了したため。	
9-3-3 固体廃棄施設の設備		9-3-3 固体廃棄施設の設備			
固体廃棄施設の名称	仕 様	固体廃棄施設の名称	仕 様		
開梱選別ハネボックス (クローブ付)	1式 ドラム缶反転機、開梱選別廃棄物搬送コンベヤ、除染・圧縮 廃棄物搬送リフト、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24	開梱選別ハネボックス (クローブ付)	1式 ドラム缶反転機、開梱選別廃棄物搬送コンベヤ、除染・圧縮 廃棄物搬送リフト、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24		
切断ハネボックス (クローブ付)	1式 プラズマ切断装置、機械式切断機、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24	切断ハネボックス (クローブ付)	1式 プラズマ切断装置、機械式切断機、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24		
圧縮ハネボックス (クローブ付)	1式 圧縮装置、圧縮体充填装置等 耐震設計：水平震度 0.24	圧縮ハネボックス (クローブ付)	1式 圧縮装置、圧縮体充填装置等 耐震設計：水平震度 0.24		
フィルタ処理ハネボックス (クローブ付)	1式 ろ材打抜圧縮装置、枠切断装置、木枠破砕装置等 耐震設計：水平震度 0.24				
	図9-1-2のM棟1階平面図内に、M棟主要機器配置を示す。		図9-1-2のM棟1階平面図内に、M棟主要機器配置を示す。		
その他	1式 プラスト除染機等 耐震設計：水平震度 0.24 1式 監視盤等 耐震設計：水平震度 0.24	その他	1式 プラスト除染機等 耐震設計：水平震度 0.24 1式 監視盤等 耐震設計：水平震度 0.24		
放射線管理設備 排気モニタ	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり		
その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり	その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり		
その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり	その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり		
(記載なし)		9-3-4 固体廃棄施設のうち使用を終了し、維持管理中の設備		・フィルタ処理 ハネボックスの使用が終了したため。	
		名称	仕 様		設置・保管場所
		フィルタ処理ハネボックス (クローブ付)	1式 ろ材打抜圧縮装置、 枠切断装置、木枠破 砕装置等 耐震設計：水平震度 0.24	工程室	局所排風機に接 続し、施設運転 時は、排気する。 また、設備の使用 禁止表示を表示する。

変更前	修正後	変更理由
 <p>凡例  : 手動ダンパ  : モータダンパ  : 逆止ダンパ</p> <p>図 9-1-1 M棟管理区域給排気系統図</p>	 <p>凡例  : 手動ダンパ  : モータダンパ  : 逆止ダンパ  : 使用を終了し、維持管理中の設備</p> <p>図 9-1-1 M棟管理区域給排気系統図</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ処理パネボックスの使用が終了したため。

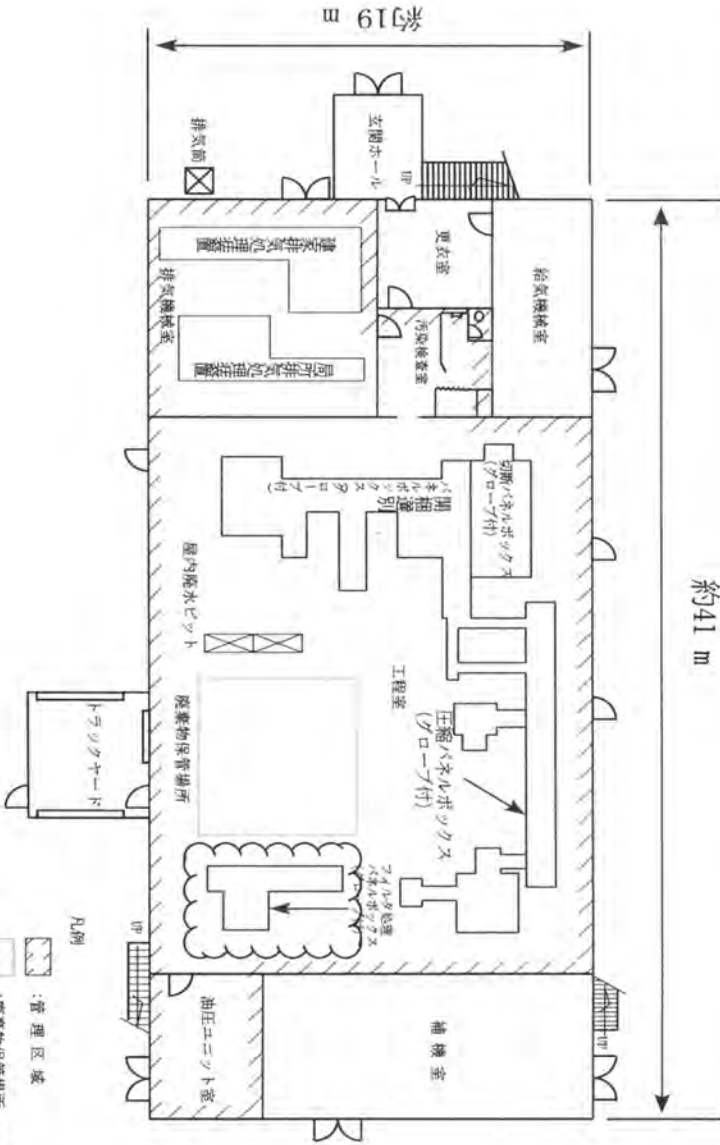


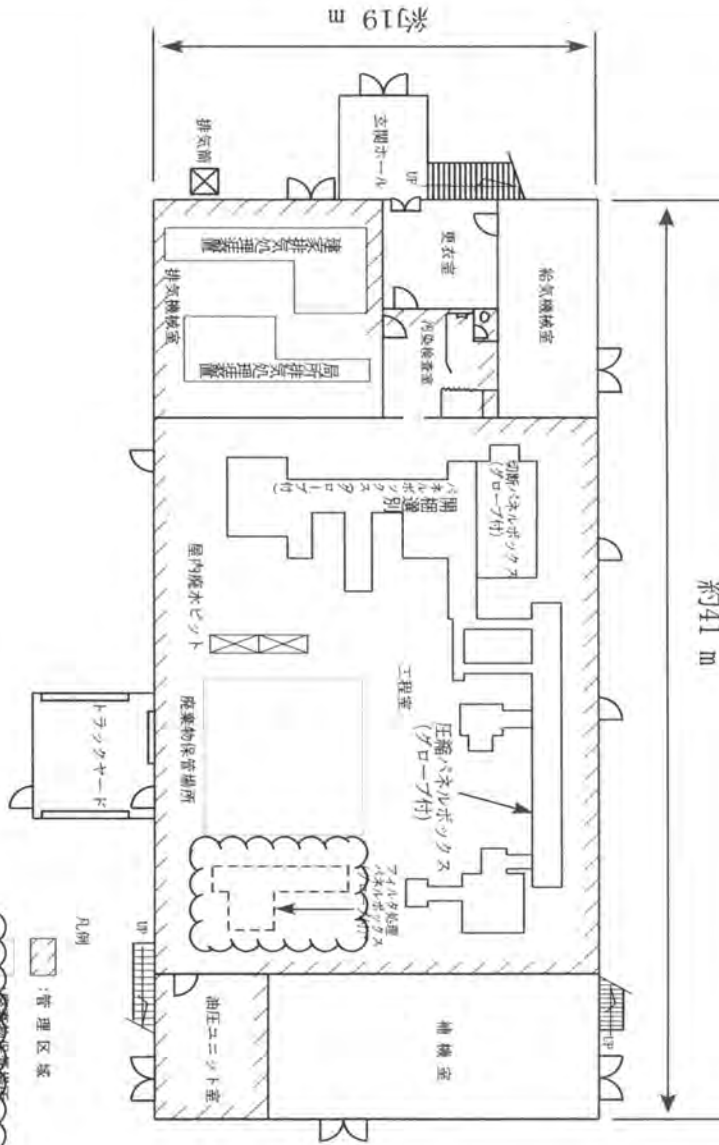


変更前	補正後	変更理由
 <p>約19 m</p> <p>約41 m</p> <p>凡例  : 廃棄物保管場所  : 管理区域</p>	 <p>約19 m</p> <p>約41 m</p> <p>凡例  : 廃棄物保管場所 (使用を終了し、維持管理中の設備)  : 管理区域</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ処理バネボックスの使用が終了したため。

図 9-1-2 M棟 1階平面図

図 9-1-2 M棟 1階平面図

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p> <p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>M棟において廃棄物を取り扱う区域はすべて管理区域に設定し、外気及び非管理区域とは気密構造の境界によって区画している。管理区域は気体廃棄物処理設備によって外気及び非管理区域に対して負圧を保ち、ワンスルー方式によって換気を行う。</p> <p>M棟での廃棄物処理では、金属廃棄物を容器から取り出して梱包を取り除き、除染又は圧縮できる寸法に切断した後、形態に応じて除染又は圧縮を行う。また、<u>使用済</u>フィルタは、容器から取出し、パネルボックス(グローブ付)で梱包を取り除いた後、枠とろ材とを分離する。枠は<u>所定の寸法</u>に切断し、そのうち、木枠は可燃性廃棄物として処理し、金属枠は不燃性廃棄物として処理する。ろ材は<u>圧縮</u>して不燃性廃棄物として処理する。内部被ばくに対する防護措置として金属廃棄物を容器から取り出す作業においては、パネルボックス(グローブ付)構造とし、作業環境への放射性物質の漏洩を防止する。</p> <p>開梱選別、切断、圧縮及びフィルタ処理の作業では、機器及び作業台(コンベヤ付き)をパネルボックス(グローブ付)で囲うとともにグローブやハーフスーツを設置し、放射線業務従事者の内部被ばく防止を図る。</p> <p>除染工程では、機器を鋼板等で囲うとともに内部を負圧に保ち、放射性物質の漏洩を防止する。</p> <p>直接廃棄物を取り扱う部分はパネルボックス(グローブ付)構造等とし、作業室(部屋名称; 工程室)は管理区域に設定する。</p> <p>パネルボックス(グローブ付)内の空気は、全て局所排気処理装置により高性能エアフィルタを通してろ過し、管理区域の空気と同じ排気筒から屋外に放出する。放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>以下に示すとおり、本施設における放射線業務従事者の外部被ばく及び周辺環境への影響は十分小さく、遮蔽の必要はない。</p> <p>2.1 外部被ばくの評価 (省略)</p> <p>2.2 管理区域境界の線量評価 (省略)</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p> <p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>M棟において廃棄物を取り扱う区域はすべて管理区域に設定し、外気及び非管理区域とは気密構造の境界によって区画している。管理区域は気体廃棄物処理設備によって外気及び非管理区域に対して負圧を保ち、ワンスルー方式によって換気を行う。</p> <p>M棟での廃棄物処理では、金属廃棄物を容器から取り出して梱包を取り除き、除染又は圧縮できる寸法に切断した後、形態に応じて除染又は圧縮を行う。また、フィルタは、容器から取出し、パネルボックス(グローブ付)で梱包を取り除いた後、枠とろ材とを分離する。枠は切断し、そのうち、木枠は可燃性廃棄物として処理し、金属枠は不燃性廃棄物として処理する。ろ材は不燃性廃棄物として処理する。内部被ばくに対する防護措置として金属廃棄物を容器から取り出す作業においては、パネルボックス(グローブ付)構造とし、作業環境への放射性物質の漏洩を防止する。</p> <p>開梱選別、切断、圧縮及びフィルタ処理の作業では、機器及び作業台(コンベヤ付き)をパネルボックス(グローブ付)で囲うとともにグローブやハーフスーツを設置し、放射線業務従事者の内部被ばく防止を図る。</p> <p>除染工程では、機器を鋼板等で囲うとともに内部を負圧に保ち、放射性物質の漏洩を防止する。</p> <p>直接廃棄物を取り扱う部分はパネルボックス(グローブ付)構造等とし、作業室(部屋名称; 工程室)は管理区域に設定する。</p> <p>パネルボックス(グローブ付)内の空気は、全て局所排気処理装置により高性能エアフィルタを通してろ過し、管理区域の空気と同じ排気筒から屋外に放出する。放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>以下に示すとおり、本施設における放射線業務従事者の外部被ばく及び周辺環境への影響は十分小さく、遮蔽の必要はない。</p> <p>2.1 外部被ばくの評価 (変更なし)</p> <p>2.2 管理区域境界の線量評価 (変更なし)</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(2) 実効線量の計算方法 線源をM棟で処理する廃棄物中の回収ウランとし、線源量は、ドラム缶1本に収納された廃棄物が150 gU（実績値に基づき、<u>設定した保守側の値</u>）を含むものとして、このドラム缶50本を処理又は施設外に運搬までの間、廃棄物保管場所に置くものとした場合の総ウラン量7.5 kgUとし、厳しい評価結果を与えるように設定する。また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。 なお、評価に当たっては、図2-1に示す核燃料物質及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、鉄製の廃棄物収納容器等による放射線の低減効果を考慮する。 線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード（QAD）を用いて直接線による線量率を求める。 なお、実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub. 74⁽¹⁾に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製の廃棄物収納容器を考慮する。鉄の密度は7.2 g/cm³とする。線源と評価点の間には、管理区域境界としてシャッターが存在するが、遮蔽体として考慮しない。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 (省略)</p> <p>2.3 周辺環境への影響評価 (省略)</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らか場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 実効線量の計算方法 線源をM棟で処理する廃棄物中の回収ウランとし、線源量は、ドラム缶1本に収納された廃棄物が150 gU（実績値に基づき、<u>保守側に設定した値</u>）を含むものとして、このドラム缶50本を処理又は施設外に運搬までの間、廃棄物保管場所に置くものとした場合の総ウラン量7.5 kgUとし、厳しい評価結果を与えるように設定する。また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。 なお、評価に当たっては、図2-1に示す核燃料物質及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、鉄製の廃棄物収納容器等による放射線の低減効果を考慮する。 線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード（QAD）を用いて直接線による線量率を求める。 なお、実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub. 74⁽¹⁾に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製の廃棄物収納容器を考慮する。鉄の密度は7.2 g/cm³とする。線源と評価点の間には、管理区域境界としてシャッターが存在するが、遮蔽体として考慮しない。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 (変更なし)</p> <p>2.3 周辺環境への影響評価 (変更なし)</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（<u>次項において</u>「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立ち入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らか場合は、この限りでない。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（誤記修正）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（誤記修正）を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等(施設検査対象施設は除く。)は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等(使用前検査対象施設は除く。)は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）</u>内又はその周辺において想定される<u>当該施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の3に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の13に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>・記載の適正化（法律改正に伴う条項番号の整合）を図るため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における施設検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における使用前検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>核燃料物質で汚染され不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。 廃棄物の管理は、保安規定等に定めるほか以下に示す方法で行う。</p> <p>22.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>22.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>22.3 固体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>22.4 標識の設置 (1) 排気設備 排気口又はその付近及び排気浄化装置の表面に標識を設ける。標識には、日本工業規格による放射線標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載する。</p>	<p>核燃料物質で汚染され不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。 廃棄物の管理は、保安規定等に定めるほか以下に示す方法で行う。</p> <p>22.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>22.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>22.3 固体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>22.4 標識の設置 (1) 排気設備 排気口又はその付近及び排気浄化装置の表面に標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射線標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載する。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(2) 排水設備 排水浄化槽の表面又はその付近及び排液処理装置の表面に標識を設ける。標識には、日本工業規格による放射線標識に「排水設備」及び「許可なくして立ち入りを禁ず」又は「許可なくして触れることを禁ず」を記載する。</p> <p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内管理 (省略)</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で<u>大気塵埃、河川水等</u>を採取し、<u>その放射性物質濃度を定期的に測定する。</u></p> <p>また、放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視する。</p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>(2) 排水設備 排水浄化槽の表面又はその付近及び排液処理装置の表面に標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射線標識に「排水設備」及び「許可なくして立ち入りを禁ず」又は「許可なくして触れることを禁ず」を記載する。</p> <p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内管理 (変更なし)</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で<u>周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。</u></p> <p><u>モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</u></p> <p>また、放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視する。</p> <p>25. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>う規格名称の変更を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う規格名称の変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令の要求事項でないため削除）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

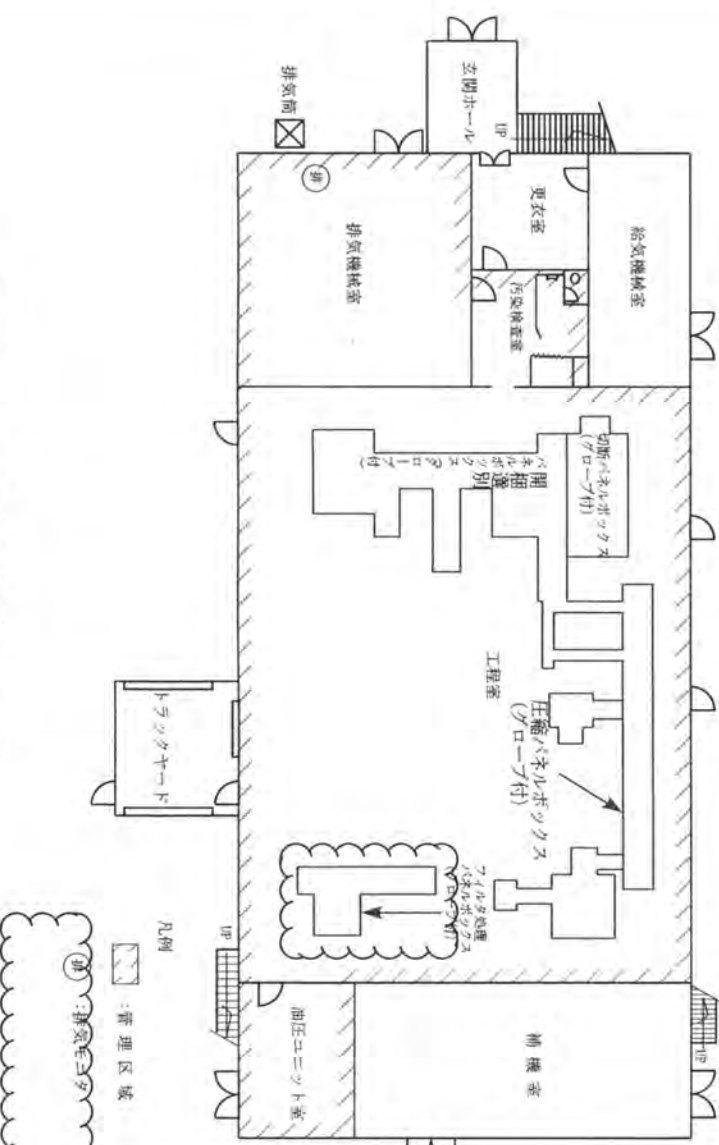
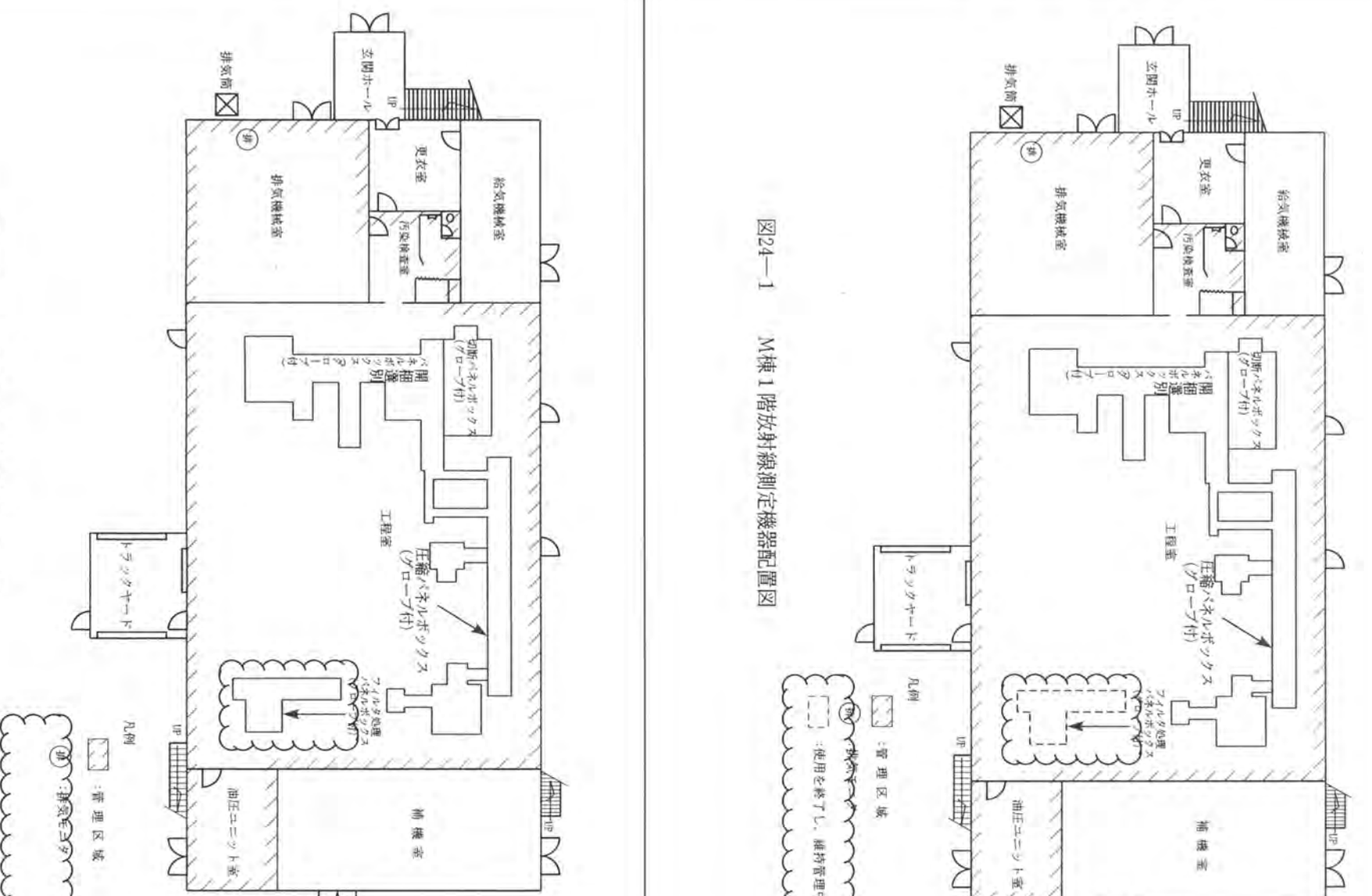

変更前	補正後	変更理由
<p>給気機械室 更衣室 汚気検査室 圧縮バネルボックス (グローブ付) 工程室 廃棄物保管場所 評価点 ドラッグヤード 油圧ユニット室 補機室</p> <p>線源 管理区域 廃棄物保管場所</p>	<p>給気機械室 更衣室 汚気検査室 圧縮バネルボックス (グローブ付) 工程室 廃棄物保管場所 評価点 ドラッグヤード 油圧ユニット室 補機室</p> <p>線源 使用を終了し、維持管理中の設備 管理区域 廃棄物保管場所</p>	<p>・フィルタ処理バネルボックスの使用が終了したため。</p>

線源：200 Lドラム缶50本に収納した固体廃棄物(回収クラン)：7.5 kgd[※]
 ※ 固体廃棄物ドラム缶1本当たりのクラン量は0.15 kgd(回収クラン)とする。

図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置

図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置

線源：200 Lドラム缶50本に収納した固体廃棄物(回収クラン)：7.5 kgd[※]
 ※ 固体廃棄物ドラム缶1本当たりのクラン量は0.15 kgd(回収クラン)とする。

変更前	補正後	変更理由
 <p>図24-1 M棟 1階放射線測定機器配置図</p>	 <p>図24-1 M棟 1階放射線測定機器配置図</p> <p>凡例  : 使用を終了し、維持管理中の設備</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ処理パネルボックスの使用が終了したため。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二條 <u>施設検査対象施設</u> は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九條 <u>施設検査対象施設</u> は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該 <u>施設検査対象施設</u> から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二條 <u>使用前検査対象施設</u> は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九條 <u>使用前検査対象施設</u> は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該 <u>使用前検査対象施設</u> から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

備考

事務上の連絡先

事務上の連絡先	名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
	所 在 地	〒100-8577 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル	
	連絡員	所 属	安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
		氏 名	██████████
		電話番号	03-3592-2111 (代表)
		Eメールアドレス	██████████

██████████で囲った箇所は個人情報が含まれるため、非公開とします。